

令和5年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年6月22日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和5年6月22日

## 東京都教育委員会第10回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第48号議案及び第49号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第50号議案

第31期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第51号議案及び第52号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～

(2) 令和6年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

(3) 令和5年度児童生徒性暴力の防止に向けた取組について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
地域教育支援部長	岩 野 恵 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第10回定例会を開会します。

本日は、毎日新聞社ほか5社からの取材と、6名の傍聴の申込みがありました。また、毎日新聞社ほか5社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

## 前々回の議事録

【教育長】 5月25日の令和5年第8回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、5月25日の令和5年第8回定例会議事録については御承認を頂きました。

6月8日の令和5年第9回定例会議事録を配布していますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第50号議案から52号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思います、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第48号議案及び第49号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第48号議案及び第49号議案「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件につきまして説明をします。

第48号及び第49号議案資料を御覧ください。まず、1 改正内容です。(1)は東京都立学校設置条例の一部改正です。新たに都立八王子南特別支援学校の名称及び位置を追加するものです。また、(2)は東京都立学校設置条例施行規則の一部改正で、都立八王子南特別支援学校の名称、障害種別、課程及び学科を定めるものです。

まず、学校の概要につきまして、次の2ページ目を御覧いただければと思います。同校は、東京都特別支援教育推進計画第二期第一次実施計画に基づき、知的障害教育部門の高等部を設置する学校として新設するものです。学校の規模は、知的障害教育部門の高等部普通科に27学級、職能開発科に6学級の全33学級です。なお、高等部普通科につきましては、1学級当たり8名、職能開発科については10名で学級編成を行っています。

設置場所は八王子市鎌水2丁目88番地1で、令和6年4月1日開校予定です。

以下、目指す学校、教育課程、施設計画は御覧のとおりです。

1ページ目にお戻りいただければと思います。2、都議会に付議する時期ですが、

令和5年第3回都議会定例会を考えています。また、3 施行期日は、東京都議会において条例案可決後、(1)の条例及び(2)施行規則とも公布し施行したいと思いをします。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

御発言ありませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

(1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～

【教育長】 次に報告事項1「令和5年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 来年度使用する義務教育諸学校の教科書につきましては、法令に基づきまして、教科用図書選定審議会の意見を聴いて業務を進めているところです。本日お示しします答申は、3月23日の定例会で御決定いただきました諮問事項のうち、教科書調査研究資料について、去る6月5日に開催された第2回の審議会で御答申を頂いたものです。この資料ですが、本体は別添資料として全408ページに及ぶものとなっております。本日は抜粋資料に基づいて説明をさせていただきたいと思いをします。

まず、資料の記書きの下を御覧ください。令和6年度から9年度使用教科書調査研究資料(小学校)については、調査研究資料として適切であると認められる。都教育委員会は教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、他の採択権者に対してもこれが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うことという内容です。この資

料につきましては、都内の全ての区市町村教育委員会に加え、国立学校、私立学校にも配布して、教科書採択に当たり御活用いただくための資料として、私どもが所管する都立小学校等についてはまた別途、次の教育委員会で個別の資料をお示しさせていただきますので、御理解をいただければと思います。

資料の2ページを御覧ください。「1 調査研究の対象とした教科書」です。昨年度の検定で新たに合格した小学校用の教科書259冊を調査研究しました。「2 調査研究の項目」です。各教科書の違いの明瞭化を図る観点から、内容及び構成上の工夫について調査研究を行っています。アの内容ですが、学習指導要領の教科の目標や、都教育委員会の基本方針等を踏まえ、教科書の特徴を示す内容について調査項目を設定しまして、その調査結果を主に教材の数や教材名などのデータにして示しています。また、イの構成上の工夫につきましては、各教科書の構成等において特に工夫されている点について調査をし、その結果を記述したものです。

それでは、ここから抜粋資料を御覧いただきながら、具体的に幾つかに絞って説明をさせていただきたいと思います。なお、この後ページ数を申し上げますが、下段のPDFに印字されているページ数でお示ししますので、御了解いただければと思います。今回は理科を例に取りまして説明させていただきます。また、説明の途中で、実際の教科書を投影させていただいて、後ろのモニターで幾つか例をお示して、このように書かれていますよということを案内させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、143ページを御覧ください。理科の調査研究資料の内容についてですが、理科は六つの発行者の教科書、3学年から6学年まで理科が設定されていますので、合計24冊が発行されていまして、この24冊について調査をしたということです。

続きまして、144ページです。項目2は学習指導要領における教科・科目の目標等を示しています。

ここから次のページまではそういった内容で掲載をしています。

続きまして146ページです。項目3ですが、調査研究項目等を示しています。

(1)のイのとおり、教科書の特徴をより明確にするため、更に具体的な調査研究項目を私どもとして選んだ上で、それぞれの教科書がどのように扱っているかを調査し

てまとめています。

149ページです。別紙1の総括表となっていて、ここには内容区分の量などをページあるいは箇所数、種類数などを数値で表している、いわば一覧表です。その中の「c ものづくりの種類数」というところに着目して説明をさせていただきたいと思います。ここを更に詳細にまとめた結果を次の162ページに示して、ここから167ページまでそれぞれの教科書発行者ごとに、ものづくり、デジタルコンテンツ、発展的な内容など、どういった形で取り上げているかをピックアップして、項目ごとに書いたページです。実際にモニターを御覧いただき、ものづくりがどうなっているかをお示ししたいと思います。恐縮ですが、後ろのモニター画面を御覧いただければと思います。

例えば、ある発行者の第3学年の教科書です。これまで学習成果を生かしたものづくりについて、電気、磁石といったような複数の例を挙げ、児童が自分で選んで、興味関心に応じて実験をしたり調査を行ったりできるような工夫をしています。また、次の例としまして、これはまた別の発行者の6年生の教科書の例です。右側のページの上段に、モーターを利用して電気を作る学習を生かして、風力発電機を作る例を挙げています。といったように、それぞれ教科書発行者は工夫して、児童・生徒が関心を持って自ら主体的に取り組めるような工夫をしているというのが特徴です。

それでは、タブレットの画面にお戻りいただきたいと思います。146ページです。調査項目の具体的な内容のその他、最下段に5点掲げていますが、これは別紙2-3から2-6までに書かれていますが、例えば防災や自然災害の扱いなど、様々現代的な課題を私どもとしてピックアップして、それぞれ調査をしたものです。

170ページです。例えば、別紙の2-4ですが、東京都の節電の取組であるH T Tに関連して、一次エネルギーや再生可能エネルギーの扱いを調査してまとめたものです。これは一つの教科書で学年別にH T Tに関わるような内容がどの学年に掲載しているかということを示したものです。

再びモニターを御覧いただければと思います。これはある発行者の4年生の教科書です。こちらの教科書は、右側上段ですが、排出ガスで空気を汚さない燃料電池自動車等が紹介されています。

次の例として、今モニターで御覧いただいていますように、6学年の教科書、左側のページの下段ですが、下水をきれいにする時に出る泥からバイオガスを作って発電する取組として、東京都下水道局が紹介されています。

では、タブレットにお戻りいただければと思います。178ページです。別紙3では、構成上の工夫について、「冊子、単元の構成」など5点について調査をして整理をしています。例えば、「主体的・対話的で深い学びに向けた工夫」についてですが、各者とも理科の学び方として問題解決の過程を示しています。理科の見方・考え方を働かせる内容についても、各者とも巻頭や巻末、単元の中に記載されています。

改めてモニターを御覧ください。度々恐縮です。4年生の教科書ですが、左側のページに、理科の学び方として児童自らが解決方法を考え、見通しを持って学習に取り組めるようにしています。

以上、理科を例にして説明させていただきました。その他の教科等におきましても同様に調査を行い、資料にまとめたところです。

それでは、最後にタブレットの資料、報告資料の2ページの下段の一番下の3というところを御覧いただければと思います。本日説明しました調査研究資料に基づきまして、今年度新たに採択していただく都立小学校と都立特別支援学校小学部で使用する教科書についての調査研究を行い、改めて審議会の意見を聴いた上で、その資料については7月の教育委員会で報告をさせていただく予定です。これらの資料を御活用いただきまして、委員の皆様には来年度の都立の義務教育諸学校で使用する教科書について採択を行っていただくこととなります。

報告は以上です。よろしく御審議を賜りたいと思います。

**【教育長】** ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

新井委員、お願いします。

**【新井委員】** 今回の新しい教科書では、QRコードがたくさん付いていて、その先に様々なデジタルコンテンツがあると承知していますけれども、国の検定では、QRコードの先まで検定をきちんとしているのかということと、私たちもそこを見て意見を述べなければいけないのか、その範囲について教えてください。

【指導部長】　　まず、教科書の範囲としては、QRコードの先の内容については文科省としては教科書の内容とは位置付けていないということで、検定の対象とはなっていません。あくまでも発行者の責任において、そこは参考となる資料をそれぞれの御判断で設定するようになっていきます。また、私どもの採択の調査資料についても、文科省からそれを参酌するようといった指示は全くなくて、実際、現在私どもが確かめてみると、まだつながっていなかったり、現在いろいろ工夫している最中なのかなという状況です。したがって、QRコードの先については今回の採択の内容には含めないという御理解をお願いをしたいと考えています。

以上です。

【教育長】　　ほかは。

北村委員、お願いします。

【北村委員】　　毎回のことでありますが、非常にこれは大変な作業をしてくださったなと感じていますけれども、いつもこういう資料を拝見して非常に勉強になります。

二つありまして、一つは、実は今、新井委員がおっしゃったことと同じことを感じていまして、特に障害者理解や性差、性別役割やジェンダーに関しては、近年非常に法的整備が進んだりする中で、必ずしも今の状況が教科書には反映されていないものがたくさんあると思います。そこを本来はできたら、デジタルコンテンツの中に入れていくなりして、うまく拾い上げられるといいなと思ってはいますけれども、まだまだなかなか教科書会社もそこまでは対応できていないのかなと思いますので、それは今後への期待かなと思います。なかなか検定の範囲の外で、近年の非常に動きが激しい中で、必ずしも指導要領の中には盛り込まれていないけれども、子供たちに考えてほしい問題や、今起こっていることについて学ぶような機会を、教科書会社としても是非工夫を今後していただきたいという意見をお伝えいただくとありがたいなというのが1点です。

2点目につきましては、先日、教科書を送っていただいて、まだしっかりと必ずしも読んではいないのですけれども、一部の教科書では少し、例えば理科や他の教科で、教科横断的にこの内容が学べるものですよといった印が付いている教科書があったりして、そういったところに非常に工夫があるなと感じたのですが、その辺りは今回、

観点としてどのように、こういう調査研究資料の中で盛り込まれているのかなと思いました。と申しますのも、やはり新しい学習指導要領、現行の学習指導要領は、今まで以上にそういった教科書を超えた学びの在り方というものを重視しているところがあります。教科書そのものもそこに目を向けているような、いわゆる探究的な学習等を、先ほどの学び方というものもすごくいいと思うのですけれども、子供たちにどのように学ぶといいかというヒントを与えてくれるようなもの、先生方へのヒントもそうですし、子供たちにとってのヒントも与えるような、そういったものはなかなか今までの調査研究資料の中では、この教科書はこういうところが工夫されていますということが分からない部分があったのですけれども、今回そのようなところが観点としてあったのでしょうか。なければ是非今後検討していただきたいのと、もちろん我々が読む時に、自分でそこは気を付けながら読めばいい点もあるかとは思いますが、是非、もし今までないのであれば今後そういった観点を盛り込んでいただきたいなとコメントさせていただきます。

**【指導部長】** 教科横断的な学び、正に今、探究的な学びが求められていて、子供の主体性ということを考えると、やはり教科の枠だけにとらわれない指導を求められていまして、教科書も様々な工夫がされています。今回の資料の中で、このページに他の教科との関連が明記されているというところまでは追いかけていませんので、今後そういった視点も含めて調べていきたいというのと、それから各学校で年間指導計画というものを、いろいろ単元を並べて考えていきますが、その時に教科横断的な視点を入れて、例えば総合的な学習を組んでいくなどの指導助言を行っていますので、そうした中でも私どもは今後とも学校に示していきたいと考えています。

**【教育長】** ほかは。

宮原委員、お願いします。

**【宮原委員】** 御説明ありがとうございました。しっかりと教科書も拝見をして、意見を述べさせていただきたいと思っておりますが、先ほどのQRコードの先のウェブサイトについて追加で質問なのですけれども、その先については検定の対象ではないけれども、どのように内容については確認をされるのかということと、今、北村委員がおっしゃったようなアップデートがあった場合は、どのように我々や先生が検定後

確認ができるのかなどについては、検定の外かもしれないですけども、どのようにお考えなのか教えてください。

【指導部長】 実際の現在確認できる範囲ではどういうところにつながっているのか確認をさせていただきます。ただ、その先子供がどのように検索していくかというのは、これは通常の教科書のみならず、デジタル機器を使った学び方としては当然指導していかなければいけませんし、情報モラルや正しい情報の選択の在り方は、指導していかなければいけないのかなと思っています。私どもも、随時、100%カバーするのはなかなか難しいとは思いますが、どのような形でリンクされているか確認して、適宜学校にもお伝えできればと思っています。

【教育長】 秋山委員。

【秋山委員】 御説明ありがとうございます。コロナの時に、オンラインで在宅で勉強するような機会が多かったと思うのですけれども、今回そういうオンラインや在宅で活用しやすいという視点はどうでしょうか。

【指導部長】 紙の教科書という視点からいくと、様々な工夫はあるにしても、多少限界があるのかなと思っていますが、これはデジタル教科書の今後の普及の動向等も踏まえて、やはり欠席しても学びを保証するというのは、これは教科書に限らないと思うのですが、オンライン、デジタルを活用することは極めて重要であり、これは例えば学校に通えない状況のあるお子さん全体にどう進めていくかは、教育庁全体で今後進めていきたいなと思っています。教科書についても、デジタル教科書の動向や国の動向を踏まえつつも、私どもとしてもどう活用できるか研究していきたいと思っています。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 実際、現場の小学校に行って、子供たちが教科書を開いている状態を見たり、また、新しい教科書が今手元に来て、見比べている状況です。それで、新しい教科書は、前よりも更に写真やそういうものが増えていて、よりカラフルになっているという印象を持っていますが、実は現場で子供たちを見ていると、視覚的に刺激の多い情報が見開き2ページに幾つもあると、読解力が低いお子さんとそれで混乱してしまって、どこを読むべきなのかというのが分からないということが大変多い

です。しかも、デジタル教科書やQRコードがあると、そちらばかりやっちゃって、本文の文章を読みたくないとか、読まないというようなふうでもあるので、今回のものについてはよく分からないのですけれども、例えば視線がどのように動くかというのが、よく自学自習ができるお子さん、真ん中くらいのお子さん、課題のあるお子さんに分けて、どのくらいの画像情報量が実は教科書としては適切なのか、本来、東京都のような自治体だから研究をした方がいいのだろうなと思っています。もちろん、大学の教育学部ですということでもいいのだけれども、本来はそうでないと、多分教材やカラフルさで採択がされるということがあると、より多くの会社がそういうカラフルな情報などを載せようとか、イラストや漫画を載せて子供たちにアピールすると教員の側が思って、それで採択につながるということになりかねません。そうすると、バリエーションの大きい子供たち、特に例えばASDのお子さんなどで、情報量がすごく多いと読めなくなってしまうなど、動画などで効果音が強いと嫌だということもあり得ると思います。また、動画でのコンテンツを前提にすると、視覚障害があるお子さんだとそれは使えないというようなことにもなります。特にアニメーションはアノテーションがすごく難しく、そういうことはできないということがありますので、どういう具合が見開き2ページの情報量として適切かということ、こういう時代だからこそ東京都のような体力のあるところが研究をしてみるということも大切なのかなと思いました。

以上です。

**【指導部長】** 確かに、情報量はどのくらいが適切かは非常に難しい問題なので、また是非御指導いただきながら、できないか考えてまいりたいと思います。

**【教育長】** 補足させていただくと、新井委員の今の話は、多分いろいろなお子さんがいる中で、教科書の作り方だけでは多分解決できないお話かなと思うので、教科書のいい在り方と併せて、誰にでも大丈夫なものを作るのは多分難しいと思うので、それをどうやって補っていくかという指導や、場合によっては補助教材であるとか別のものを使ったり、いろいろな工夫をしなければいけないお話なのかなと。

大変幅広い観点での御指摘だと思います。

**【新井委員】** もちろん教育長がおっしゃるとおりではあるのですけれども、一方

でやはり法律で担保されている無償のものは教科書だけなので、子供たちが今どのような子供であってもアクセス可能なのは検定教科書だけだということもあるので、他の補助教材で補えるからということではなく、やはり教科書としてどのような情報量であることが望ましいのかということは、これまでも徐々にユニバーサルフォントを使いましょうなど、色覚に課題のあるお子さんに分かるような、見分けられやすいような色分けにしましょうなど、例えば表や積み上げグラフのような時には、ピンク、緑、何とかという時に必ず見分けができるような色を使いましょうなど、そういうことが出てきたと思うのですね。やはりそういうものを使ってらっしゃるお子さんの中で、うちの子はこういう色だと無理ですというようなお話があって、徐々にそういうことがガイドラインとして出てきたと思うのですけれども、今、正にこのように情報量がぶわーっと教科書の中にも出てきて、それでQRコード前提のような状態になってきた時に、本当は見開きの教科書はどのくらいの情報量が適切なのだろうというのは、どこかで立ち止まって考えないといけないことなのだろうなと考えていますということです。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 僕も新井委員のおっしゃることは本当にそのとおりで思いまして、実は以前に教科書会社の方たちとお話をしていた時に、教科書会社もある意味とにかくいろいろなイメージでアピールする方に、この10年20年ぐらいでが一っと来て、本当にそれでいいののだろうかと思いつつ作っている部分はどうもあるようなのですよね。特に、小学校1、2年生が使うような生活科などですと、どんどん写真や絵を織り込むのですけれども、これで本当に伝えたい情報が伝わるのだろうかというのは、教科書会社自身も少し迷いながら作っているところがあるようなこともおっしゃっていましたので、是非これは、僕もあまりこのように絵や写真ばかりでいいののだろうかと思う部分も感じますので、東京都として少し研究してもいいのではないかなとすごく思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 今の話と関連して、私もうちに来ましたものを拝見していた時に、ページ数や重さはどのように変わっているのかなというのが気になりました。特に小学生のものだったので、高学年になったらいいというわけではないですけども、やはりお子さんが小さくて、まだ持って行って置きっ放しでいい学校もあるかもしれないですけども、駄目な学校もあるかもしれません。教科書によっては難しいかもしれないと思うと、変遷として、重さとページ数はどのように変わってきたのかなというのは、もし御覧になっているようであれば今後参考までにお示しいただけると、お子さんの負担がどのように、持って歩くということに対して合っているのかというのが分かるかなと。今おっしゃっているように、写真やイラスト、画像が増えてくると重くなったなど、ページ数が増えたのかなという感じがしないでもないので、そこは一応、定量的に見られるところだと思うので、確認できるのであれば参考までにお示しいただければなと思いました。意見です。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 参考までに、私は戦前も含めて、算数と数学の教科書を全部持っているようにしているのですけれども、それを見ると、ページ数は実は減っていたりもするので、紙が厚くなっているのですね。

それは、やはりカラーのページを印刷ができるようにということで、昭和30年ぐらいの教科書は、中学校の教科書でもすごく軽いです。白黒印刷で、ややわら半紙のような紙なので、そのこともあってとても軽いのですけれども、今の数学の教科書は全般的にその2倍から3倍ぐらいの重さがあるかなと、持った感じでは思います。今度量ってみます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和6年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 続きまして報告事項(2)「令和6年度使用都立高等学校(都立中等

教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 続きまして、今度は都立高校、都立中等教育学校の後期課程と、都立特別支援学校の高等部を含みますが、その教科用図書の調査研究資料について説明をさせていただきます。

御覧いただいている報告資料の1ページを御覧ください。令和4年度に新たに検定に合格した高等学校用の教科書につきまして、調査研究資料を作成いたしましたので報告します。

まず1を御覧ください。今回、対象となる教科書は、新学習指導要領に基づく、主として高学年用の教科書でして、全部で76点あります。令和6年度は高等学校の新学習指導要領実施3年目になりまして、来年度で全面実施になります。

2についてですが、調査研究は各教科書の違いが明瞭に分かるよう実施しまして、まず（1）内容ですが、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、この目標等と関連する調査項目を教科ごとに設定して調査しました。更に、全ての教科におきまして、「我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」、そして「固定的な性別役割分担意識」、いわゆるアンコンシャス・バイアスに関する記述などについて調査をしました。

また、下段の（2）の構成上の工夫ですが、各教科書の構成等において、デジタルコンテンツの取扱いやユニバーサルデザインの視点についても調査をしました。

続いて3を御覧ください。都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究につきましては、障害のある生徒にとって、学習の課題や要点が単元の始まりや終わりにまとめてあり、学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句を文や図、絵、写真等を使って視覚的に分かりやすく解説しているかなど、使いやすさの視点に立って、内容及び構成上の工夫について調査研究を行っています。

以上について、また具体的な例を御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。三分冊ありまして、共通教科、専門教科、そして特別支援学校の3種類があります。今回はまず共通教科の一部を御覧いただきたいと思います。共通教科は、

4教科7種目ありまして、今回は英語コミュニケーションⅢを例として申し上げたいと思います。

48ページを御覧ください。画面は調査研究資料として、令和6年度に使用される教科書、新たに発行される英語コミュニケーションⅢの教科書22点です。中段の記号の後ろにダイヤのマークが描かれています。黒の菱形ですが、これはデジタル教科書の発行予定があることを示しています。

続いて49ページです。項目2に学習指導要領における教科・科目の目標等を詳細に示したものです。

続いて51ページです。

ここは調査項目等を具体的に掲載していきまして、(1)に内容、(2)に構成上の工夫の2区分に分けて示しています。今回の調査研究では、昨年度と同様に、教員の指導に即した教科書の記述の特徴を、定性的、いわゆる文章の形で示しています。英語コミュニケーションⅢにおいては、上段の四角の中のaに「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成」という調査項目がありまして、そこでは各単元などにおいて五つの領域別の言語活動や、複数の領域を結び付けた統合的な言語活動が取り扱われているかを確認しています。

また、「b コミュニケーションの目的や場面、状況などに応じた言語の使用場面の設定」という調査項目では、各単元においてそうした場面がどう設定されているか読み取るなど、量よりはむしろ質的な調査を行わせていただきました。

そして、これらの各教科の特性を踏まえた調査項目に加えて、下段、一番下の方に書かれていますが、その他の項目として、各教科共通として、人権や防災など、東京都の施策等に沿った調査を行っています。また、繰り返しとなりますが、学校における男女平等参画の推進の視点から、「固定的な性的役割分担意識に関する記述等」についても調査を行っています。

続きまして52ページの(2)構成上の工夫という調査項目では、デジタルコンテンツ、ユニバーサルデザインの視点で確認をして、文章でまとめています。

それでは、具体的にお示しをします。調査資料の67ページです。ある発行者の教科書の調査結果となっています。

まず（１）内容の調査結果につきまして、五つの領域別の言語活動に関することや、言語の使用場面の設定について工夫されていることなど、教科書の特徴的な内容を記載しています。また、その他の項目として、先ほど申し上げたような「我が国の伝統や文化、国土と地理に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」では、教材の中でそうしたことを扱っている場合に、どこで扱っているかということに記載しています。当然、全て扱っているというわけではないので、記載なしというところもあります。また、特に「人権課題に関する特徴や工夫」では、人種差別等について扱っているかどうかを確認しています。また、「固定的な性的役割分担意識」に関しては、無意識の思い込みにつながるような留意すべき記述がないか、これは詳細に確認して記載をしました。また、下段（２）の構成上の工夫については、デジタルコンテンツやユニバーサルデザインに関することをまとめています。

以上が英語コミュニケーションⅢの調査結果です。こうした形で各教科書についてまとめています。

続きまして、資料３、特別支援学校高等部で使っている教科書の資料を御覧いただきたいと思えます。先ほどと同じ、英語コミュニケーションⅢを例に説明します。

資料の14ページです。こちらは、まず高等学校で示している調査研究資料を御活用いただいて確認していただいた上で、更にそれに加えて、特別支援学校高等部の生徒にとって使いやすいものになっているかについて、ここに示していますように、内容と構成上の工夫の観点から調査して、箇条書きの文で1文ずつでまとめたものです。学習の課題、要点が単元の始めや終わりにまとめてあるなど、学習に見通しを持って要点を押さえた学習ができるか。学習のポイントとなる重要語句等の強調や、ふりがな、段組等を調査して、読みやすさ、見えやすさなどについてまとめています。これは17ページまで続いています。

以上が特別支援学校高等部で活用していただく資料です。

最後に、最初の報告資料の２ページに戻りまして、下段の「４ 教科書調査研究資料の取扱い」です。ただいま説明しました資料につきましては、今後速やかに各都立高等学校等に周知をして、各学校に設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用していただきます。都教育委員会では、これらの教科書調

査研究資料と各都立高等学校等による選定結果等を総合的に判断しまして、各学校別で使用することが適当と認める教科書を採択していただくことになります。

8月下旬の教育委員会定例会でこれを採択していただく予定です。

説明は以上です。よろしく御意見を賜りたいと思います。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

新井委員、お願いします。

**【新井委員】** 多分、今回の案件ではあまり該当しないかもしれないのですが、英語のことをすっかり忘れていたなと思うので、今少しコメントします。英語の対話の場面で、対話をする名前に関して、私たち昭和で習った時には比較的白人の男女の名前が主として使われることが多かったのですね。今は多分共通テストやセンター入試での名前が非常にバラエティー豊かな名前になっているということがあります。ですので、教科書でも、特に対話の部分で、まず多様な名前であること、それと男性が主で女性が従の役割で会話が進まないこと、それとニュートラルな和訳になっていること。例えば女性だったら何とかよねと訳すということではなく、ニュートラルな日本語になっていることが、男女の伝統的な役割や多様性に配慮をした書き方になっているかということの観点の一つになるかなと思いますので、今コメントさせていただきました。

**【教育長】** ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

### (3) 「令和5年度児童生徒性暴力の防止に向けた取組について」

**【教育長】** 続きまして、報告事項(3)「令和5年度児童生徒性暴力の防止に向けた取組について」の御説明を、人事部長、お願いします。

**【人事部長】** それでは、令和5年度児童生徒性暴力の防止に向けた取組について説明させていただきます。

初めに、令和4年度の相談実績について報告させていただきます。東京都教育委員

会では、昨年4月、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行を受けまして、弁護士による第三者相談窓口を設置し、電話やメールで直接相談を受けるほか、都内全公立学校の全児童・生徒に相談シートを配布し、学校を通さずに郵送で直接相談を受け付けることで、早期発見や未然防止等の取組を進めてまいりました。令和4年度の相談件数につきましては、中央の左側の表に合計数カウントをまとめています。合計欄を御覧いただきますと、令和4年度の相談件数の総数は235件、うち電話・メール等での相談が71件、相談シートによるものが164件になっています。校種別は記載のとおりで、児童・生徒数等に比例した相談件数となっています。235件の相談のうち、性暴力が疑われるものは126件、そのほか先生の声が大きいや、言い方がきついといった先生の指導に対するものが117件ありまして、性暴力が疑われる相談に対する対応状況につきましては中央右側の表のとおりとなっています。

まず、教職員等に関する相談につきましては88件。その中で、不適切な行為があったと確認されたものは29件ありまして、そのうち懲戒処分をしたものが6件、また学校や教育委員会等で指導したものが23件です。

この指導したものというのは、例えば励ましのつもりで頭や肩に触れたといった、直ちに性暴力とは言えなくても、不必要な身体接触であるという事例について、個別に教員を指導しています。また、相談のあった事実が認められなかったものは53件になりました。こうした場合も、学校や教育委員会において、児童・生徒からの誤解を招くことがないように注意喚起を改めて徹底しています。それから、教職員以外に関する相談等は38件ありまして、こうした相談につきましても、例えば所管の警察署に情報を提供して対応を依頼するというふうにつなげています。

こうした相談結果を踏まえまして、2ページですが、令和5年度の夏の服務事故防止月間の取組を行ってまいります。これから夏休みを迎えまして、学校内外でリスクが高まりやすい時期でありますことから、児童・生徒、保護者、教職員に向けまして改めて事故防止に向けた注意喚起と意識の徹底を図ってまいります。

まず、児童・生徒向けの取組です。この全体の中の赤字が今年度新しく実施する取組です。まず、児童・生徒につきましては、早い段階から相談をしやすい環境を整えていくということの一つ目的に、まず全校朝会等で校長から注意喚起を行ってまいり

ます。自分自身の心と体を守ることも大切で、おかしいと思ったら逃げてもいいこと、また信頼できる大人に知らせること等を説明してまいります。また、新たに児童・生徒向けのポスターを作成しまして、校内に掲示してまいります。こちら、学齢に合わせて、小学校版と中学校、高等学校版を作ります。こちら、嫌と感じる前の、何だかおかしいな、モヤモヤするといった段階から、信頼できる大人に伝えるよう呼びかけるとともに、こうしたポスターを廊下や教室のほか、トイレなど静かに一人で見るができる場所にも掲示をしてまいります。また、相談シートにつきましても記載の内容を改善してまいります、大人からされておかしいな、モヤモヤするな、嫌だなと思ったことについて、自分自身のことだけでなく、友達のこと相談できるようにするほか、チェック項目にたたかれた、傷つくことを言われたといったような内容も追加しまして、相談内容の幅を広げることで子供がより相談しやすくしてまいります。また、紙のシートだけではなくて、インターネットでの回答が可能なQRコードを付けることで、アクセスのハードルを更に下げてまいりたいと考えています。

右側にまいりまして、教職員向けの施策です。まず、3ない運動プラスの推進をしてまいります。昨年度展開しました「3ない運動（さわらない、送らない、二人きりにならない）」に加えまして、児童・生徒と教職員との交際は成立しないということを加えまして、こうしたポスターを学校の玄関付近、廊下等、児童・生徒、保護者にも見えるような所に掲示をして、児童・生徒にも教員がこうした取組を行っているということを伝えてまいります。また、各学校におきまして新たに、2番目になりますけれども、ロールプレイ形式の初動対応訓練を実施してまいります。こちらは本年4月に策定しました、教職員等による児童・生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアルに基づきまして、児童・生徒が安心して教職員に相談するために必要な配慮を考えながら、初動対応の役割を確認するとともに、こうした性暴力被害を打ち明けられる教員・職員役、あるいは被害児童・生徒役を演じることで、児童・生徒等の心情の理解を図ってまいりたいと考えています。

最後にセルフチェックと管理職との面談を通じまして、改めて全教員に対して児童・生徒との距離間等についての注意喚起と意識の徹底を図ってまいります。こうした取組の充実によりまして、児童・生徒性暴力防止の一層の推進を図ってまいりたい

と考えています。

3 ページ以降、ポスターや、あとは相談シートのサンプルを付けていますので、また御覧いただけたらと思います。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見がありましたらお願いします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 この生徒用、特に中学生・高校生用のポスターを、トイレ等の個室などに貼るとするのは非常に効果的だろうと思っています。私が少し気になっているのは、電話やメールや相談シートの件数が小学校から高校に行くにつれて顕著に減っているということです。

これが実際にそのような問題行動が顕著に減っているのであればいいのですが、小学生は比較的相談しやすく、思春期以降の中学生、高校生になると、親にもどこにも相談しづらいという、いろいろなことを考えてしまってすぐに相談するということが出ていないのかもしれないので、そういう可能性も考えますと、トイレにポスターがあつて、それでQRコードが付いているということはとてもいいことだろうと思います。QRコードからはホームページに行くのか、それともすぐに相談内容を書き込める状態になっているのかということをお聞きしたいのと、メールのような形で来た時に、多分、中・高校生は電話をかけるよりはメールの方が気が楽だと思いますけれども、空いている時間が限られています、それ以外の時間に来た時にはどのような対応になるか教えていただけますか。

【人事部長】 まず、相談シートに付いているQRコードは、相談のフォームに直接書き込めます。この相談シートは全児童・生徒に配りますので、そこでいつでも好きな時にアクセスして書き込めるという形です。ポスターにつきましては、第三者窓口の案内に届くようになっているので、メールのアドレスや、あるいは電話番号や時間帯、あるいは弁護士の男女、相談しやすいように男性の弁護士の日と女性の弁護士の日がありますので、そうした情報にアクセスできます。

【新井委員】 子供は、そういう時にリテラシーが十分にありませんので、ここの

QRコードから飛ぶところは、ホームページがただポンと出てくるというよりは、どうしたいかということできちんとすぐに、ここにメールで相談したいということが分かるような形がいいかなと。ただメールアドレスが出てくるというよりは、例えばメールアドレスもリンクブルになっているか、スマホからアクセスした時にこうやればそこからできるか、相談窓口リンクをやるとそこからスマホで入力ができるのか、それとも紙をダウンロードするような形なのかなど、そういうことも含めて、よく検討されて、中・高校生の中でも、情報リテラシーが十分でないようなお子さんでも、困ったなと思ったらすぐに相談ができるような、そういうフローをよく御検討ください。お願いします。

**【人事部長】** 御提案ありがとうございました。それについては検討させていただきます。あと、1点だけ、先ほど第三者窓口の相談件数が中高生は小学生より少ないという御指摘については、更にPRをしていきたいと考えているのと、もう一つ、これは第三者窓口への相談なのですが、それ以外に、学校がいろいろな、養護教諭の先生とか親しい先生に相談をして上がってくるケースもありますので、逆にそういう意味では、中高生は割と信頼できる大人に直接相談してくれるケースも多いのかなと考えていますので、周りにいる大人に直接相談しやすい雰囲気づくりと、こうした第三者窓口の両方をしっかりPRしていきたいと思います。

**【教育長】** ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

**【秋山委員】** まとめをありがとうございました。最初のページで、教職員以外に関する相談や意見というところで※が付いています。その中に、性虐待や、それからデートDVなども実は含まれているのではないかと思います。そうであれば、※3に、警察等の関係機関等と書いてありますが、児相もこの関係機関に入るとしますので、警察と児童相談所というふうに出しておいた方がいいのではないかと思います。

それから、アンケート調査に、「体をさわられた」というのがありますが、ここにはデリケートゾーンなどの知識も必要ではないかと思います。性教育も低学年から行われていると思いますので、その辺りが分かるようにしてもいいかと思いました。

以上です。

【人事部長】 御指摘ありがとうございます。児相についてPRをしていくようにします。あと、今ありましたデリケートゾーン等につきましては、正に校長講話の中で命の教育等も含めた話とセットでしていくような内容にしています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 こういった活動がある意味、抑止的に働くと思いますし、また細部にまで気を配られて、すごく良くなっているなど思うのですけれども、1点だけ、校長先生が朝会等でお話しされる時に、どういう表現というアイデアは私もないのですけれども、信頼できる大人という表現が非常に校長先生も悩ましいなど。そもそも先生というのは信頼できる大人であるはずなのですけれども、だからこそ子供は迷います。そのモヤモヤですよ。ですから、その辺りの御説明の仕方はどういう形か少し現場の先生方と御相談ください。信頼できる人ほど危ないですよ。信頼できなければいけないのですけれども、そういう状況がこれまでも国内外を問わず見逃されてきたことにつながっているのです。この辺りは更に、私もアイデアがなくて言うだけで恐縮なのですけれども、どのような言い方をしたら子供たちが、ですから先ほど言われたように相談の幅を広げるとのことだと思ってしまうので、そこを少しきめ細やかに先生方から御説明いただくということで工夫をお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 ところで、私は今回の小学生版のポスターを褒めたいことがあります。よく短い時間でこういうポスターを作ってくれたと思うのですけれども、すごく良かったなと思っているのは、子供が男の子なのか女の子か分からないように上手に作ってあるなと思って、そういう意味で、どのような子でもモヤモヤするなと思ったら言えるのだなというのがすごく伝わりやすい、いいイラストを選んでくださったなと思って、工夫に感謝したいと思います。

【教育長】 ほかにありませんようでしたら、本件については報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

7月13日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、7月13日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、7月13日に開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

---

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時4分)